

平成18年度第1回諫早市健康福祉審議会議事録

- 1 期日 平成18年6月1日(木) 午後3時30分～
- 2 場所 諫早市健康福祉センター 多目的ホール
- 3 出席者 委員 16名(欠席者:管原正志委員 徳弘健治委員 土居浩委員
廣川豊委員)

事務局 16名

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 辞令交付
- (3) 諮問
- (4) 市長挨拶
- (5) 議事

審議事項

- ・臨時部会「(仮称)公立保育所のあり方に関する検討部会」の設置について
- ・介護保険運営協議会の設置について

報告事項

- ・地域包括支援センター運営協議会の設置について
- ・地域密着型サービス運営委員会の設置について

その他

- ・平成18年度の審議予定について

(6) 閉会

5 議題に対する決定事項

議事録署名人について

- ・荒木宣代委員を議事録署名人とする。

臨時部会「(仮称)公立保育所のあり方に関する検討部会」の設置について

- ・承認
- ・中野伸彦委員、廣川健一郎委員、山口公德委員を部会委員として指名

介護保険運営協議会の設置について

- ・本審議会高齢福祉部会を介護保険運営協議会として位置付けることについて承認

6 議題に関する会議経過

次ページ以降

(1) 開会 (略)

(2) 辞令交付 (略)

(3) 諮問

福祉総務課課長補佐

それでは、市長から会長へ諮問書をお渡しいたします。

〔諮問書を読み上げ、会長に手渡し〕

(4) 市長挨拶 (略)

福祉総務課課長補佐

ここで市長は所用のため退席いたします。

(欠席者の報告)

管原委員、徳弘委員、土居委員、廣川豊委員については、本日の会議に欠席の旨連絡をいただいておりますので報告いたします。

(会議の成立を宣言)

ただ今の出席者は 16 名で、健康福祉審議会条例第7条第2項により、委員の過半数の出席が認められますので、本会議が成立することを宣言いたします。

(会議資料の確認) (略)

それでは議事進行を西平会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(5) 議事

会長

ただ今から平成 18 年度の第一回諫早市健康福祉審議会の議事を進めさせていただきます。前回は 2 月 16 日でしばらく間があきましたが、平成 17 年度は 3 回開催しております。今回は延べ 4 回目となります。

本日の議事は次第に記載のとおりでございますが、その前にこの会議の議事録署名人を指名しておきたいと思っております。荒木委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

審議事項

(臨時部会「(仮称) 公立保育所のあり方に関する検討部会」の設置について)

会長

では早速、(1) 審議事項に入ります。

「臨時部会「(仮称) 公立保育所のあり方に関する検討部会」の設置について」を議

題といたします。この件につきましては、先ほど市長から諮問書をいただいております。これについて、事務局から説明をお願いいたします。

健康福祉部参事監兼児童福祉課長

「臨時部会「(仮称)公立保育所のあり方に関する検討部会」の設置についてご説明申し上げます。資料の4ページをお開きください。

健康福祉審議会運営要領第3条をご覧ください。ここに部会の設置について規定がございます。この第3条第3項に「第1項に定める部会以外の部会が必要と認められる場合は、設置期間を限定して臨時の部会を設置することができる。」とされております。この規定に基づきまして、先ほど市長から諮問いたしました諫早市の公立保育所のあり方につきまして、集中的なご審議をいただくための臨時部会を設置することにつきましてご提案させていただくものでございます。

諮問の趣旨につきましては、先ほど市長の挨拶の中でも申し上げましたが、あらためて本日配布させていただいております議事資料1によりましてご説明申し上げます。

諫早市では、平成17年4月に「諫早市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育ての社会化の視点から総合的に子育て支援を行っているところでございます。この中でも保育所につきましては、中核的な役割を期待されているところでございます。

一方で、子育てや保育行政を取り巻く社会状況が大きく変わる中、公立保育所に求められる役割と機能も転換期を迎えているところでございます。

現在、諫早市内には42の保育所がございます。そのうち6箇所が公立保育所でございます。恐れ入りますが、本日配布しております参考資料4保育所マップをご覧くださいと思いますが、諫早市全域の保育所の配置状況がございます。ご覧いただきますように全市にわたって公立と民間保育所が配置されておりまして、マーカーで塗っている部分が公立保育所でございます。この6箇所の現在の定員数が510名、残りの36箇所の民間保育所の定員が2,795名となっております。市内の保育所の認可定員は3,305名という状況でございます。

恐れ入りますが、また議事資料1の方に戻っていただきまして、そのうち中央保育所については、諫早南部土地区画整理事業により平成20年度に移転を予定し、保育機能の他に家庭や地域の子育て支援機能を付加した、全市を念頭に置いた子育て支援の中核的な拠点として、かつ、公立施設として整備することとしているところでございます。

子育て支援計画が目指す施策を着実に進め、多様なニーズに対応しながら、よりよい保

育環境を築いていくため、公立保育所の役割と機能について、民営化・統廃合も視点に置いた検討を、今回、市長の附属機関である諫早市健康福祉審議会に諮問し、新しい時代における保育行政のあり方についての考え方を整理することとしたものでございます。

答申の時期につきましては、今年12月ごろを目途にご審議をお願いしたいと考えているところでございます。以上、簡単ですが説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質問はありませんか。

A委員

先ほどの説明の中で、「公立保育所に求められる役割と機能も転換期を迎えている」とありましたが、具体的にどのようなことを指しておられるのでしょうか。今までの役割と機能とどのように違うのでしょうか。

健康福祉部参事監兼児童福祉課長

ご承知のとおり、今、国においても地方においても、民間でできるものは民間で、公でしなければならない部分は公で、このような世の中の流れがございまして。

したがって、従来からやっている保育機能の中で、民間でできる部分についてはやはり民間に任せる時代が来ているのではないかという趣旨からそういう表現を使っているところでございます。

A委員

それは分かっています。「機能」が今までとどのように変わるんですかということです。どういう風に保育所というものの機能がどのように変わりつつあるのかということです。私は別に変わらないと思うんですけども如何ですか。

健康福祉部参事監兼児童福祉課長

従来は、保育所は入所児童を対象とした保育であれば良かったんですけども、児童福祉法の改正によりまして、保育所の入所児童のみならず地域における子育て支援機能の役割も保育所に求められるようになってきております。そういう意味で、今後、公立の保育所の分野におきましては、地域支援、そういう公ができる部分につきましてはの役割を担っていく部分に重きをおきながら運営をしていくべきだろうということから、従来からの機能が変わってきているということでございます。

B委員

過去10年ぐらいの諫早市における保育児童数の推移といったものの統計はございます

か。

健康福祉部参事監兼児童福祉課長

本日準備はしておりませんが、他の参考になりそうな資料を合わせまして、後日、まとめて配布をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

A 委員

保育園というのは厚生労働省の管轄、幼稚園というのは文科省の管轄。どちらも一緒にというような提案もあるようですけれども、どちらも縄張りみたいなようなもので手放さないというようなことを新聞などで見るわけですが、保育所は学童保育というのもやっているようですね。そういうようなところはどういう風になりますか。市のレベルで保育所は厚生労働省の管轄、幼稚園は文科省の管轄でというような中で、一緒にやっていくのでしょうか。

健康福祉部参事監兼児童福祉課長

委員おっしゃるように、従来は幼稚園は文科省の管轄、保育所は厚労省の管轄、基本的にこの考え方は変わっておりません。実は、認定こども園という発想が生まれて、幼保一元化という発想が生まれて、既に法律は改正されておりまして、本来ならば保育所は“保育に欠ける”お子さんを保育するのが保育所の機能なんですけれども、加えまして“保育に欠けない”お子さんも保育できるように、いわゆる就学前のお子さんも保育できるような制度というものが今年度の法律改正でなされております。これは施行が10月からでございます。それぞれその施設が認定を受けた場合は、保育所が認定を受けた場合は“保育に欠けない”お子さんも保育することもできるし、また幼稚園がその認定を受けた場合は“保育に欠ける”、いわゆる保育所に通うようなお子さんも保育できるという制度、ひとつの法律に基づいて小学校につなげる就学前の養育、教育という部分の総合的な部分をしていくということに方向性が変わりつつあるということをご理解いただきたいと思います。

C 委員

幼保一元化という言葉が出てまいりました。学校では幼小連携というものが始まっているんですけれども、それに関連して例の学童ですね。「保育機能のほかに家庭や地域の子育て支援機能を付加した」というのが書いてあります。ここの文言の中に就学後、いわゆる小学校低学年を対象として、そういう子どもたちを受け入れるような機能というののもこの中に入っているのでしょうか。

健康福祉部参事監兼児童福祉課長

就学中のお子さんについても、子育て相談などいろいろな教えも必要とする方の相談については、当然その中でも受け入れていきますけれども、今の学童クラブみたいな形の受け入れというものは想定をしております。委員ご承知のとおり、学童保育につきましては従来から厚労省が所管してやってきましたけれども、今、こどもの安全などいろいろ出てきまして、やはり教育委員会、学校と連携をして、という方向に変わりつつあるということでございますので、今後ともその面につきましては連携しながらやっていきたいと思っております。

D委員

中央保育所の件でお尋ねしますが、文章の中に「公立施設として整備することとしている」と結論付けられています。ところが、下の方からいきますと「公立保育所の役割と機能について民営化・統廃合も視点に置いて検討」ということですが、これは矛盾しないんですか。それとも含まれているのでしょうか。

健康福祉部参事監兼児童福祉課長

中央保育所につきましては、ここに書いてありますように公立施設として整備し、全市を念頭に置いた子育て支援の中核的拠点として整備をいたしますので、公での運営を念頭に置いているところでございます。6箇所公立保育所がございまして、それぞれの役割をどう機能を分担しながら、民営化できる部分はどうかということも含めてご議論をいただくために、そういう表現になっているところでございます。

E委員

子どもを育てる時に公立と私立とを使った経験があるんですが、公立と私立ではかなり違うんですね。人員の配置が違うんですね。これを民間に移した場合に公立並みの人員が雇えないと思うんですが、その辺のところはどうなっているんですか。また、(保育所の)家庭の子育てをすることを民間に任せていいのかなという思いと、認可外保育施設というのがあるのかなのか。認可外の方はかなり待遇がよくなって、しかしどうしても預けなければならないので、というところが非常に多いというように思うんですが、その辺はどうなっているのか。夜間の保育はどうなっているのかというところをお尋ねします。

健康福祉部参事監兼児童福祉課長

まず人的配置の民間と公立について違うんじゃないかということですが、保育所

につきましては施設の最低基準で（子どもの）人数に対しての基準保育士数という基準がございますので、基本的には民間であっても公立であっても人の配置は変わりありません。

それから地域の子育て支援ということでございますが、基本的に地域の子育て支援というのは公が中心になっていきますけれども、やはり民間の保育所につきましても、できる地域の子育て支援という部分はあるかと思えます。現在、地域子育て支援センターということで、現在、民間の保育所4箇所を委託をして運営をしていただいているところでございますが、そこにも多くの保育所に行っていない、いろいろな子育て相談に来られているという状況でございます。

認可外保育所につきましては、現在市内にもございます。かなりのお子さんが行かれていますという状況でございます。

夜間保育につきましては、午後10時まで保育するのが夜間保育という規定がございますが、現在、諫早市内にはございませんけれども、市の子育て支援計画におきましては1箇所設置をするという目標を掲げているところでございます。

会長

他にないようでしたら、ただ今議題になっております公立保育所のあり方に関する検討部会を設置することについては、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。

（各委員了）

ありがとうございました。それでは臨時部会を設置するということでご承認をいただきました。では、ただ今ご承認をいただきましたこの部会ではありますが、部会委員については、この審議会委員の中から会長が指名する委員と、別に市長が委嘱する臨時委員で組織することとなっております。そういうことで、この審議会の中から入っていただく委員の指名をさせていただきたいと思えます。この委員の中から中野委員、広川健一郎委員、山口公德委員の3人の方を指名させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（各委員了）

では、よろしくお願いたします。

（介護保険運営協議会の設置について）

会長

それでは議事の2番目「介護保険運営協議会の設置について」を議題といたします。まずは事務局から説明をお願いします。

高齢介護課長

審議事項 「介護保険運営協議会の設置について」ご説明申し上げます。資料は議事資料2でございます。

内容でございますが、1趣旨のところに記載しておりますように、諫早市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）に基づき、介護保険事業計画の進捗状況を定期的に点検し、介護保険事業の適正な運営を確保する観点から意見を述べる機関として設置するものでございます。

平成12年に始まりました介護保険制度では、その事業計画を3年ごとに作成することになっておりまして、第1期、第2期が終了し、現在、4月からは第3期の事業計画がスタートしております。この介護保険事業計画は、先般、委員の皆様には送付をさせていただきましたけれども高齢者保健福祉計画と一体のものとして作成することになっておりまして、あと国の指針におきまして介護保険事業計画作成委員会という組織を設けて作成することになっております。このことから、諫早市におきましては、諫早市健康福祉審議会の専門部会であります高齢福祉部会を介護保険事業計画の作成委員会と位置付けまして、その役割をお願いしたところでございます。

本日、ご提案しております介護保険運営協議会ではありますが、介護保険制度が始まりまして6年が経ちまして、その間には、一例を挙げますと、地域におきましてはグループホームの乱立等によりまして保険料が高騰したとか、財政赤字になったとか、いろいろな問題がございました。このような介護保険に係る運営上の問題、課題につきまして、現場サイドの意見を十分に取り入れたところで事業運営すべきである、早い時期にこの運営協議会の設置について意見や要望をいただいていたところでございます。

従前、在宅介護支援センターや地域ケア会議等を通じまして、課題や問題点につきまして検討、協議をしてまいりましたが、今般、介護保険制度の改正が行われ、地域包括支援センターが設置され、このあと報告が予定されておりますが、地域包括支援センター運営協議会や地域密着型サービス運営委員会など、介護保険の包括的なケアを目指しまして、公正・中立な運営ができるようにするための組織が整理されようとしております。このような中で、介護保険事業計画が計画通り進行しているかどうかを検証しようとするものでございますが、その役割につきまして、事業計画の作成をいただきました高齢福祉部会にお願いをしたいというふうに考えているものでございます。

開催スケジュールとしましては、定例的な会議としまして年3回程度開催したいと考えております。

それから想定される主な議題等といたしましては、進捗状況の確認ということもございまして、報告を受ける事項としましては前年度における各種指標の推移、例えば高齢化率とか認定率とか、そういうものでございます。それから予算・決算、実績等の事項でございます。それから審議事項としましては、今度の新しい介護保険の中で始まりました地域支援事業などの検証でありますとか、介護給付の適正化に関する事項、こういうものを審議をいただきたいという風に考えております。一番下に所掌事務のイメージを記載しておりますけれども、高齢福祉部会におきまして介護保険事業計画の検証、進行管理を所掌事務として、この赤囲みの部分を主な所掌事務としてお願いしたいという風に考えているところでございます。以上、簡単でございますけれども介護保険運営協議会の設置につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

会長

ただ今の介護保険運営協議会の設置についての説明がございましたが、これについてご質問などありませんか。

B委員

これはかねてから行政にお願いしていたことですね。介護保険が始まって6年間、介護保険をまとめていろいろやる介護保険運営協議会なるものが諫早市にはなかったわけですね。これはぜひ必要なことだと思いますけれども、審議事項の介護給付の適正化に関する事項という項目がありますけれども、これは適正化をどこまで、どういう権限でこの運営協議会をやるのか、そこらへんをはっきり示して下さい。

高齢介護課長

ただ今質問がありましたように、運営協議会の設置につきましては、従前からとにかく早く設置をすべきだというようなことで、意見・要望等があったところでございます。

大村市などにおきましても既に運営協議会等が設置されておりまして、先進地の視察等を含めまして市の方に意見をいただきまして、積極的な活動をしていただいているところでございます。

今回、諫早市におきましても介護保険運営協議会を設置いたしまして、現在、策定しております事業計画、これが順調に進行していくか検証をお願いしたいという風に考えておりますが、今、ご質問がありました介護給付の適正化に関する事項、いわゆる協議会としてどこまで権限があるのかということでございますけれども、基本的に趣旨に記載しておりますように「適正な運営を確保する観点から意見を述べる機関として設置」したいと

考えておりますので、いわゆる“廃止”“許可”などの権限的なものは特にはございません。ここではいわゆる意見を述べていただく機関として設置したいと考えております。この適正化に関しては、例えば要支援1とか要介護1とかの認定区分ごとの利用状況がどうであるのかというような分析でありますとか、そういうシステム化がされておりますけれども、このシステム化による分析結果が、まだ諫早市においては十分に有効活用されていない状況でございます。こういう資料を運営協議会の中で提示をしましてご意見をいただきたいという風に考えているところでございます。

B委員

適正化というのは、ただそれだけですか。適正化というのはもっと重要なものがあるんじゃないですか。今言われた内容だけでないことで適正と係わるべきことがいっぱいあるんじゃないですか。

高齢介護課長

事業計画の中に、例えばその他の事項で申し上げますと、小規模多機能の施設を含みました地域密着型サービス等についての考え方を計画として盛り込んでおります。先ほど申し上げましたが、従前、グループホーム等が乱立をして、そのことによって保険料が高騰をしたという事例もございました。そういう反省を踏まえて、今回、私どもの事業計画の中では、地域密着型のこういう小規模多機能の施設整備等につきましては3年間にこういう風にしていこうというような計画を立てているところでございます。そういうものも含めまして、ここでは「介護給付」という表現しかございませんけれども、この運営協議会の趣旨といたしましては介護保険事業計画全般が適正に進捗をしているかというものの見方をお願いをしたいというように考えております。

B委員

今のお答えで納得いたしました。よろしく申し上げます。

E委員

高齢福祉部会は、地域包括支援センター運営協議会でもありますよね。これは兼務ということでもよろしいんでしょうかね。「地域支援（介護予防、任意）事業の内容」ということになっているので、それをひっくるめて一緒に運営協議会をするということなんですか。

高齢介護課長

委員の皆様におかれましては、いろいろな協議会に兼務という形で参画をいただいでい

る方が多いんじゃないかと思っております。この次に報告事項ということで、地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会の設置についてということで、また改めましてこの協議会と運営委員会の設置についての考え方を説明したいと考えておりますけれども、今ご質問にありましたように、同心円みたいに一体のものとして組織化を考えております。基本的にこの事業計画を策定いただいて、その中身について十分了解をしていただいている委員さんに、その運営等につきまして指導をお願いしたいというような観点からのものでありまして、今、質問がありましたように一部一体のものでございます。

会長

それでは他にないようでございますのでお諮りします。この審議会の専門部会であります高齢福祉部会を介護保険運営協議会として位置づけることについてご承認いただけますか。

(各委員了)

報告事項

(地域包括支援センター運営協議会の設置について)

(地域密着型サービス運営委員会の設置について)

会長

それでは議事の二番目「報告事項」に入ります。事務局から説明をお願いします。

福祉総務課参事

ただ今議題となりました「地域包括支援センター運営協議会」及び「地域密着型サービス運営委員会」の設置につきましては関連がございますので、合わせてご報告します。この二つは、4月に施行されました改正介護保険法の規定に基づきまして設置する市の審議機関でございますが、設置の必要性について当審議会で審議いただいた経過がございます。また、それぞれ4月から新たに創設されました介護保険サービスに関する重要な事項であることから本審議会にご報告するものでございます。

それでは資料は、お手元の議案のうち、「報告資料1」をお開き願います。

まず経過でございますが、本市では、三月に策定いたしました「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」におきまして、その設置の方向性などについて決定するとともに、より詳細な内容につきましては、「地域包括支援センター運営協議会の準備委員会」でご審議をいただき、これを踏まえて組織の形を決定したところでございます。

本健康福祉審議会に対しましては、介護保険事業計画を審議いただく段階におきまして、介護保険の推進体制の一環として位置づけ、ご承認をいただいたところでございます。したがって本日は、市からお願いする具体的な審議の内容、組織等の考え方についての要点を、資料によりご説明申し上げながら、今後の運営にあたり、委員各位のご理解とご協力をお願いするものでございます。

資料の左ページは、介護保険事業計画の効率的な実施を図るために整備する市と関係機関及び事業者等による推進体制のイメージとして、介護保険事業計画書から抜粋したものでございます。

左下の表題で、地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会の設置目的を記載しておりますが、大きな目標といたしましては、事業運営にあたっての基本的事項及び重要な事項については、まず地域の関係者全体でご協議いただき、市はその意見を踏まえて適切な決定を行なえるような仕組みを設けようとするものでございます。

次に、右のページの資料は、地域包括支援センター運営協議会を上段の方に、下段の方に地域密着型サービス運営委員会の説明をしておりますけれども、それぞれが所掌する事務の内容、委員数、委員構成などのあらましを説明するものでございます。

なお現在、委員の委嘱手続きを進めており、初回の会合を6月末に予定しているところでございます。

会長

ただ今の説明についてご質問などありませんか。

B委員

この参考資料の中で、地域包括支援センターの中立、いわゆる公共性と言いますか、損なわれるんじゃないかという文言がございます。しかしそこに、委員構成の中に「センターの公正・中立性を確保する観点から必要と認められる者で協議会を組織します」とありますけれども、これでいきますと地域包括支援センターの当事者達はこの運営協議会の委員に入れられないんですか。

福祉総務課参事

今委員からご指摘がございましたように、地域包括支援センターは非常に大きな役割を担っております。諫早市においてはその運営方法として委託方式をとっておりますが、委託方式をとった場合に、受託される団体、これは法人でなければいけないということなんですけれども、例えば医療法人であったり、あるいは社団法人であったり社会福祉法人で

あつたりするケースがございます。その方達が、この運営協議会にご参加された場合に、当事者としての審議に加われるということが、公正・中立にどのような影響があるかということでございます。もちろん、法人の関係者が委員に就任するケースも想定がされます。そのような場合に公正・中立性を確保する措置といたしまして、当該関係者ならびに関係があると思われる委員につきましては、当該会議の議事からは、排斥という言葉を使いますけれども、議事から一時外れていただいて審議を行うという方法を取りながら会議の中立性を確保していきたいと考えておるところでございます。

B 委員

そういう方式ですっとやっていくのならば、当該委員達は公正・中立性の地域包括支援センターから出ていないということになりますよね。従来、公正・中立を保つためのセンターを市は選定したはずなんですよね。ところが当該審議事項に利害関係のある委員は外すという話を最初から持ってくると、最初のセンターの選定がどうなんだと。まずその根本のところをはっきり、公正・中立はセンター事業所だという前提を確立しないと。こういう委員の選定も、「あなたは利害関係があるので出てください」という話に結局なるので。そこらへんをきれいに整理して発足していただきたいと思うんですけれども。

福祉総務課参事

あくまでも当該議題に限って、その委員につきましては当該審議に関わることを避けるための手続きを定めているということでございます。ご趣旨を十分踏まえながら対応してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

会長

特になければ、報告事項について終わりたいと思います。

その他

会長

最後に「その他」ということでございますが、まず事務局からお願いします。

(平成18年度の審議予定について)

福祉総務課主任

本年度の開催スケジュールについてお願い申し上げます。参考資料1を参照願います。

本年度は、計5回の開催を予定しております。次回、第2回を7月下旬頃、第3回を8月下旬頃、第4回を9月下旬頃、そして第5回を12月下旬頃、といたしております。

ここに記載のとおり、本年度は地域福祉計画、障害者福祉計画、健康増進計画の3計画

については秋までに、また、本日諮問いたしました公立保育所のあり方については年内までに答申を、それぞれいただくこととなります。したがって、本年度につきましては、平年よりも若干窮屈なスケジュールにて開催いたしますが、今後の諫早市のまちづくり、健康福祉分野におけるまちづくりの基本となるものでありますので、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。なお、会議開催日についてはなるべく早めにお知らせいたします。

また、次回の日程につきましては、7月下旬頃を目途に、あらためて日程調整のうえ、ご案内いたします。

会長

委員の皆さんから何かご提案などはありませんか。

他になければ以上をもって議事を終了いたします。

今、ご説明がありましたように、本年度はかなり回数も計画をされておるようでございますので、委員の皆様には大変お忙しいとは思いますが、どうか今後ともよろしくお願いを申し上げます。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

事務局

委員の皆様、お疲れ様でした。以上をもちまして平成十八年度第一回健康福祉審議会を閉会いたします。

(16時40分終了)